

伏木富山港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和 6 年 12 月

伏木富山港港湾管理者

富 山 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年 5月 第18回富山県地方港湾審議会
- ・平成11年 7月 港湾審議会第169回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成14年 5月 第20回富山県地方港湾審議会
- ・平成14年 7月 交通政策審議会第4回港湾分科会
- ・平成16年 1月 第21回富山県地方港湾審議会
- ・平成17年 1月 第22回富山県地方港湾審議会
- ・平成17年 3月 交通政策審議会第13回港湾分科会
- ・平成20年 3月 第23回富山県地方港湾審議会
- ・平成23年 2月 第25回富山県地方港湾審議会
- ・平成24年 1月 第26回富山県地方港湾審議会
- ・平成24年 3月 交通政策審議会第48回港湾分科会
- ・平成24年 8月 第27回富山県地方港湾審議会
- ・平成25年 2月 第28回富山県地方港湾審議会
- ・平成26年 3月 第29回富山県地方港湾審議会
- ・平成27年 3月 第30回富山県地方港湾審議会
- ・平成27年12月 第31回富山県地方港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 3月 第32回富山県地方港湾審議会
- ・平成30年 3月 第34回富山県地方港湾審議会
- ・平成30年 6月 交通政策審議会第71回港湾分科会
- ・令和 2年 3月 第35回富山県地方港湾審議会

の議を経た伏木富山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 旅客船埠頭計画	2
2 水域施設計画	2

変更理由

旅客船の大型化に対処し、また、安全で円滑な航行環境を確保するため、新湊地区において旅客船埠頭計画及び水域施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画

1-1 新湊地区

旅客船の大型化に対処するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 296 m

(うち 220 m 既設) [既設の変更計画]

既設
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 220 m

2 水域施設計画

2-1 新湊地区

泊地

係留施設の計画に対応して、以下の施設について計画を変更する。

泊地 水深 7.5 m 面積 12 ha

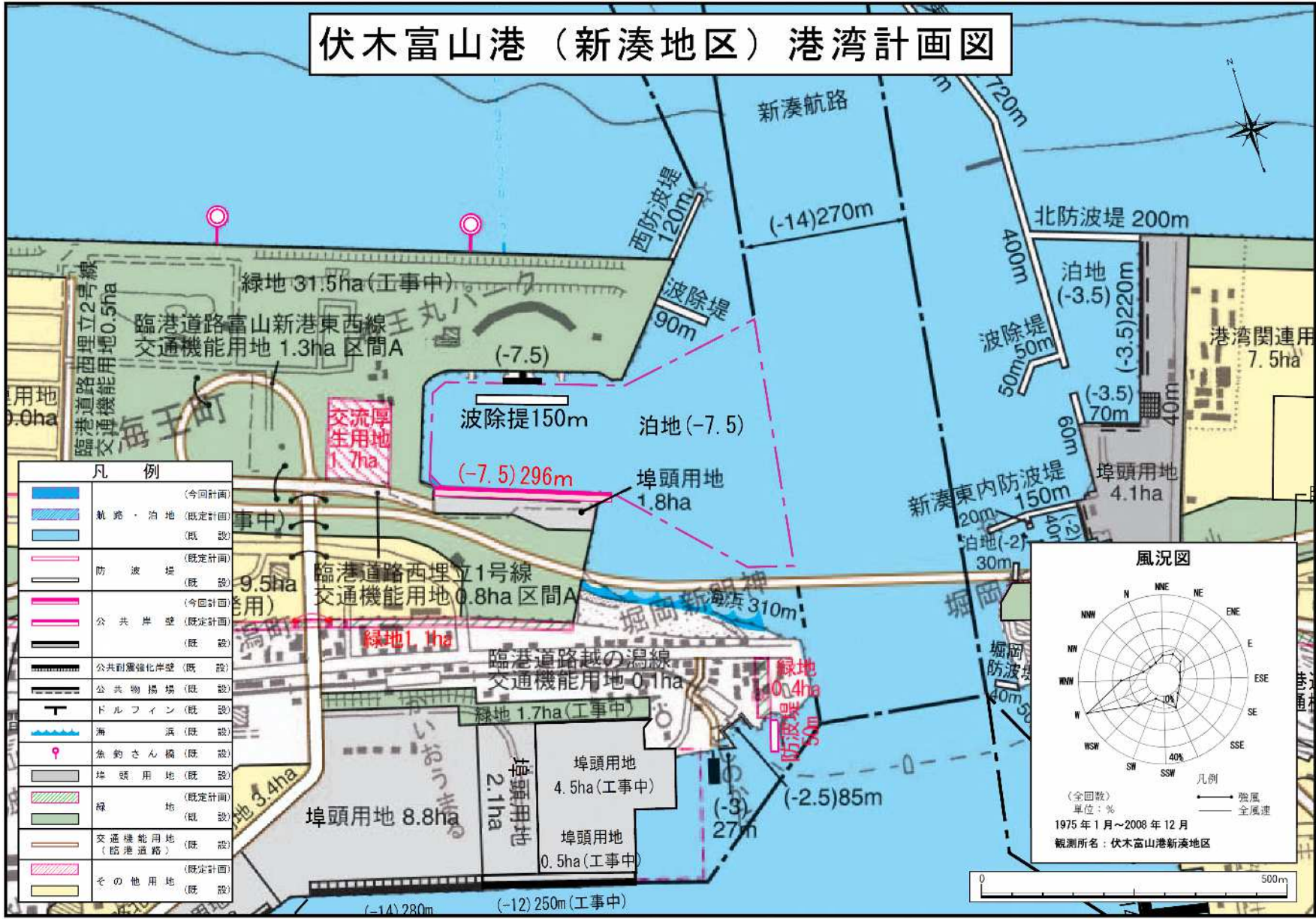
(うち既設 12 ha) [既設の変更計画]

既設
泊地 水深 7.5 m 面積 13 ha

伏木富山港港湾計画位置図



伏木富山港（新湊地区）港湾計画図



凡 例	
	(今回計画)
	軌道・泊地 (既定計画)
	(既設)
	防波堤 (既定計画)
	(既設)
	公共岸壁 (今回計画)
	(既設)
	公共耐震強化岸壁 (既設)
	公共物揚場 (既設)
	ドルフィン (既設)
	海浜 (既設)
	魚釣さん橋 (既設)
	埠頭用地 (既設)
	緑地 (今回計画)
	(既設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既設)
	その他用地 (今回計画)
	(既設)

